平成26年5月16日判決言渡し、同日原本領収 裁判所書記官 平成25年に第485号 不当利得返還請求控訴事件(原審・横須賀簡易裁判所平 成25年(約第279号) 平成26年3月14日 口頭弁論終結日 決 判 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1 フル株式会 社 7 1 同代表者代表取締役 盨 孝 B 答 井 淳 同訴訟代理人支配人 酒 被 、性空 新 杉 彦 同訴訟代理人弁護士 Ш 程 ŧ 文 本件控訴を棄却する。 1 控訴費用は控訴人の負担とする。 2

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人の請求を棄却する。

第2.事案の概要

1 本件は、貸金業者である控訴人との間で継続的に金銭の借入れ及び弁済を繰り返してきた被控訴人が、利息制限法所定の制限利率を超える利息を支払い続けた結果、過払金が発生したとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金37万5629円及びこれに対する平成16年9月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

- 1

控訴した。

2 請求原因の要旨及び争点は、次のとおり当審における当事者の主張を付加するほか、原判決の事実及び理由欄の第2「事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における当事者の主張

(控訴人)

本件取留では、支払期日までに利息又は元金の支払を怠ったときは当然に期 限の利益を失う約定があるところ、被控訴人は、平成12年7月24日に元利 金の支払を怠り、期限の利益を喪失した。したがって、同日以降の全ての取引 は、遅延損害金利率で計算すべきである。

仮に上記主張が認められないとしても、被控訴人は、合計8回にわたって元 利金の支払を怠ったので、これらの支払を怠った期間においては、遅延損害金 利率で計算すべきである。

(被控訴人)

被控訴人が期限の利益を喪失したことは否認する。

仮に期限の利益を喪失していたとしても,控訴人は,被控訴人に期限の利益 を再度付与しており,仮にこれを付与したものではなかったとしても,控訴人 が親限の利益を喪失したと主張することは信義則上許されない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があるので認容すべきものと判断するが、 その理由は、次のとおり当審における当事者の主張に対する判断を付加するほか、原判決の事実及び理由欄の第3「争点に対する判断」に記載のとおりであ るから、これを引用する。

2 控訴人は、被控訴人が期限の利益を喪失したため、平成12年7月24日以降の全ての取引を遅延損害金利率で計算すべき旨主張する。しかしながら、証拠(甲1,乙1,2の1,2の2)及び弁論の趣旨によれば、平成16年9月

2日の弁済時に整義人が発行したご利用明細書兼領収書には、弁済金を残元本 及び利息に完当したと記載されていたこと、平成12年7月24日以降も、控 訴人は被控訴人に元利金の一括支払請求をすることなく、元利金の弁済を受領 し続けたことを認めることができ、この認定に反する証拠はない。そうすると、 控訴人は、被控訴人が期限の利益を喪失していないと誤信していることを知り ながら、この誤信を解くことなく、被控訴人が経過利息と誤信して支払った金 員を受領し続けたにもかかわらず、被控訴人が経過利息と誤信して支払った金 員を受領し続けたにもかかわらず、被控訴人から過払金の返還を求められるや 被控訴人は既に期限の利益を喪失しており、利息の制限利率ではなく遅延損害 金の制限利率によって過払金の元本への充当計算をすべきであると主張するも のであって、このような控訴人の期限の利益喪失の主張は、誤信を招くような 控訴人の対応のために、期限の利益を喪失していないものと信じて支払を継続 し、本件取引を完全に終了したと信じた被控訴人の信頼を裏切るものであり、 信義則に反し許されないというべきである(最高裁判所第二小法廷平成21年 9月11日判決・最高裁判所裁判集民事231号531頁参照)。

また, 控訴人は, 予備的に, 合計8回にわたり元利金の支払を怠った期間に ついて, 遅延損害金利率で計算すべき旨主張するが, その対象期間を特定せず, 遅延損害金の発生を基礎づける具体的な事実の主張立証があるとはいえないか

したがって,当審における控訴人の主張は,採用できない。

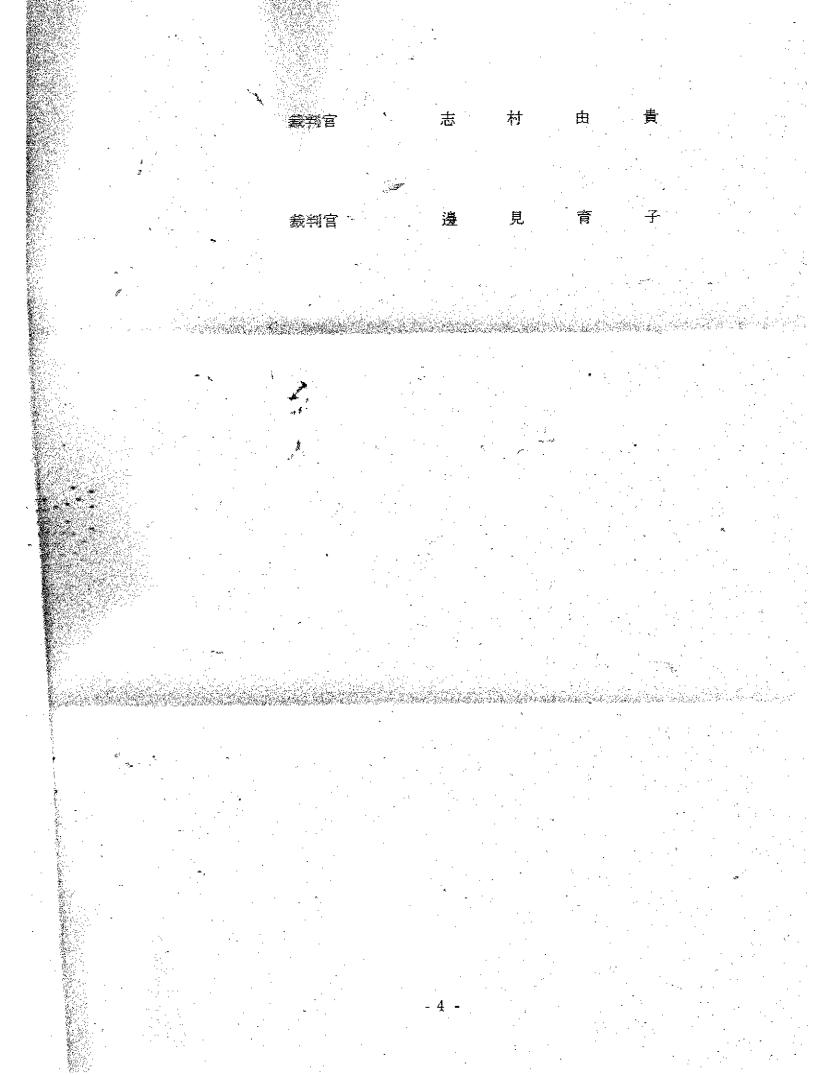
- 3 · よって,原判決は相当であり,本件控訴は理由がないのでこれを棄却することとして,主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第9民事部

裁判長裁判官

ら失当である。

木





055 L 01 . ##

日本26年5月16日

橫浜地方裁判所第9民事部

裁判所書記官